

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります！

対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

施行日

平成31年4月1日

お問い合わせ先

制度の詳細は、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口及び年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページにも制度の詳細を掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>



忘れずに手続きを
しましょう。